

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2022

月刊

中小企業レポート

2

No.543

長野県中小企業団体中央会

特集

令和3年度 長野県における中小企業の労働事情



取扱
開始

🏠 けんしん BANK

住宅ローン

花とみどりのギフト券 プレゼント!

お借入れ金額に応じて、プレゼントいたします!!

1,000万円以上の
お借入れ

ギフト券 **5,000**円分

300万円以上1,000万円未満の
お借入れ

ギフト券 **3,000**円分

長野県内100店舗^{※1}の生花店・
園芸店で引き換えが可能です。
花束、鉢花、記念樹など、新たなお
住まいの彩にお使いください。^{※2}

※1 2021年12月20日現在の店舗数

※2 花とみどりのギフト券は有効期限がありますので、期限内にお使いください。



※プレゼントはご融資後のお渡しとなります。 ※プレゼントは1契約毎となります。 ※審査の結果、ローンをおことわりする場合がございます。

●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。

🏠 けんしん BANK

長野県信用組合 2022年1月4日現在

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2022

2

No.543

- 2 特集
令和3年度
長野県における中小企業の労働事情
- 7 中央会インフォメーション
- 9 ズームアップ！組合の魅力発見
飯山カードサービス事業協同組合
- 10 市町村のイチオシ！
朝日村
- 12 好機逸すべからず
株式会社ウッドテック秋富（上田市）
株式会社ワダ・エンタープライズ
（下諏訪町）
- 14 街の法律家 行政書士に聞く
「消費者法Ⅰ」



〈表紙写真〉ヒメギフチョウ

村の天然記念物に指定されている、黄色と黒の翅模様が美しい、小さなチョウです。

同じく村の天然記念物として、そして村花にも指定されている「カタクリの花」の群生地で見かけることができます。

この群生地には、幼虫の餌となるウスバサイシンも群生しており、春に条件が整えば、ピンク色のカタクリの花の間を舞い、蜜を吸う可愛らしい姿を見ることができ、村のシンボルとして親しまれています。

毎年、7月1日を基準日とし、都道府県中央会において「中小企業労働事情実態調査」を実施しています。大規模な集計を行うため、動きの速い昨今、公表時期の現況と乖離することもあります。[1~9人]の小規模企業まで調査対象としている数少ない資料としての特色を持っています。

本特集では、今年度で58回目となる本調査の抜粋をご紹介します。これからの時節、中小企業における労働問題に関する検討の一助としてご利用いただければ幸いです。

また、調査結果全体は本会ホームページに平成22年度分から掲載しています。経営環境、労働時間、賃金改定など、経年同一の調査項目など比較してご覧いただくことも可能となっています。

本会ホームページURL <http://www.alps.or.jp/chuokai/roudou/>

I. 調査のあらまし

1. 調査の目的

この調査は長野県内の中小企業における賃金・労働時間・雇用等の実態を把握し、中央会労働支援方針策定の基礎資料とするとともに、中小企業における労務対策の参考に資することを目的とする。

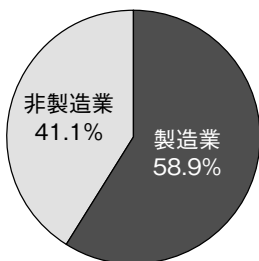
2. 調査方法・集計

長野県内の従業員300人以下の民間事業所（卸売業100人以下、小売業50人以下・サービス業100人以下）を対象に1,300事業所を任意抽出し、郵送により調査を依頼した。

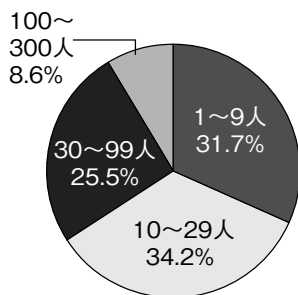
有効回答760事業所（回答率58.5%）について集計した。

(1) 集計事業所内訳

イ 産業別

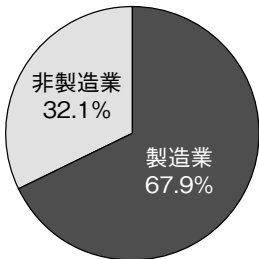


ロ 規模別

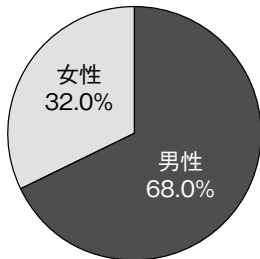


(2) 集計労働者内訳

イ 産業別



ロ 男女別



3. 調査時点

令和3年7月1日現在

II. 調査結果の概要

1. 中小企業の経営環境

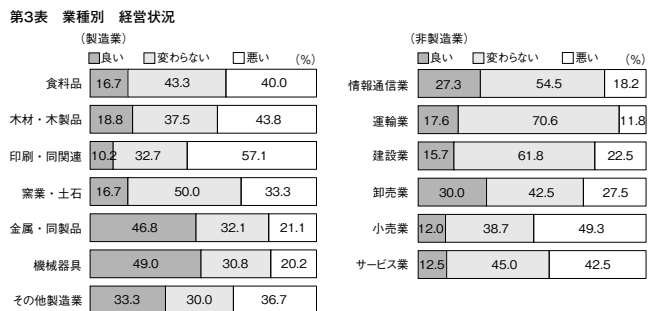
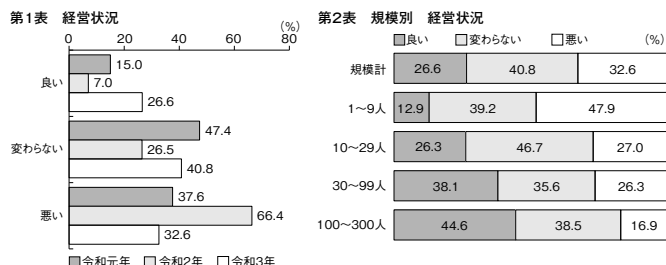
(1) 経営状況

中小企業の経営状況をみると、1年前に比べて「悪い」とする事業所が32.6%（前年は66.4%）と前年に比べて33.8ポイント減少し、「良い」とする事業所は前年比19.6ポイント増加して26.6%となった。

規模別には、「1~9人」で47.9%（前年70.5%）の事業所が「悪い」と回答し、最も高くなっている。

業種別にみると、製造業においては「印刷・同関連」が57.1%（前年81.6%）「悪い」としている。他の業種も「変わらない」または「悪い」とする比率が50%を超えている。

非製造業では、小売業が「変わらない」または「悪い」とする比率が88.0%となっており他の業種も70%以上。

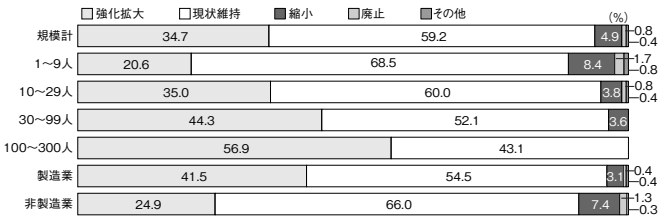


(2) 主たる事業の今後の経営方針

現在行っている主要事業について、今後の方針をみると「現状維持」が59.2%（前年64.7%）と最も高く、「強化拡大」34.7%（前年27.8%）、「縮小」4.9%（前年6.1%）の順になっている。

規模別では、大きくなるほど「強化拡大」とする事業所の割合が高く、規模が小さくなるほど「現状維持」「縮小」とする割合が高くなっている。

第4表 主要事業の今後の方針

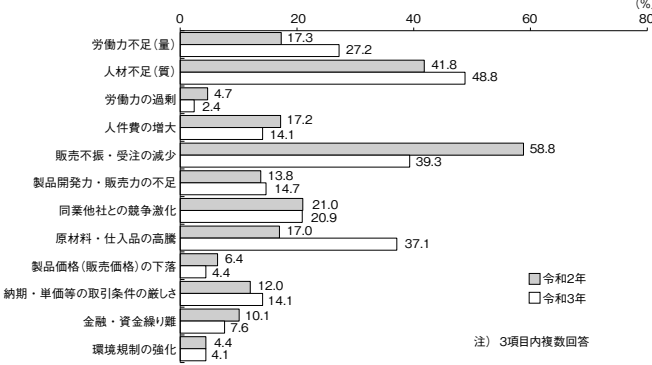


(3) 経営上の障害

経営上の障害は、「人材不足（質）」が48.8%（前年41.8%）、次いで「販売不振・受注減少」が39.3%（前年58.8%）、「原材料・仕入品の高騰」37.1%（前年17.0%）で、「原材料・仕入品の高騰」が20.1ポイント増加し、「販売不振・受注減少」が19.5ポイント減少している。

事業規模別にみると「人材不足（質）」を1位としている業種が多くなった。

第5表 経営上の障害



第6表 規模別にみた経営上の障害上位3項目

規模	1位 (%)	2位 (%)	3位 (%)
1~9人	販売不振・受注の減少 53.4	原材料・仕入品の高騰 31.5	人材不足（質） 30.2
10~29人	人材不足（質） 53.7	販売不振・受注の減少 36.7	原材料・仕入品の高騰 35.9
30~99人	人材不足（質） 56.7	原材料・仕入品の高騰 45.4	販売不振・受注の減少 30.4
100~300人	人材不足（質） 72.3	労働力不足（量） 41.5	原材料・仕入品の高騰 36.9
規模計	人材不足（質） 48.8	販売不振・受注の減少 39.3	原材料・仕入品の高騰 37.1

注）3項目内複数回答

業種別にみた経営上の障害上位3項目

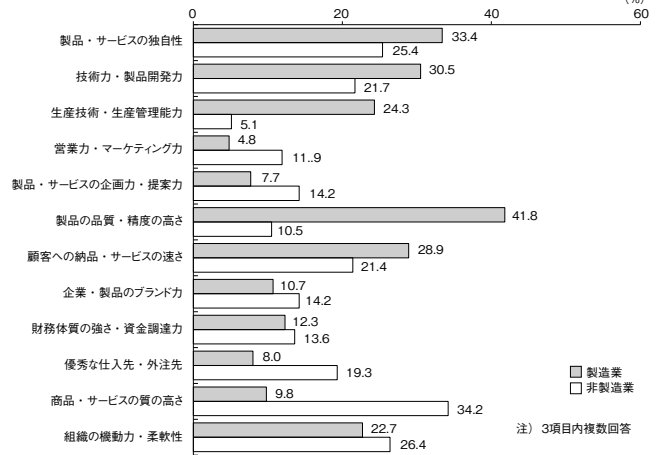
業種	1位 (%)	2位 (%)	3位 (%)
食料品	販売不振・受注の減少 51.7	原材料・仕入品の高騰 46.7	人材不足（質） 38.3
木材・木製品	原材料・仕入品の高騰 81.3	販売不振・受注の減少 37.5	労働力不足（量） 人件費の増大 同業他社との競争激化 金融・資金繰り難 12.5
印刷・関連業	販売不振・受注の減少 70.8	同業他社との競争激化 39.6	人材不足（質） 納期・単価等の取引条件の厳しき 22.9
窯業・土石	人材不足（質） 51.4	販売不振・受注の減少 原材料・仕入品の高騰 40.5	労働力不足（量） 29.7
金属・同製品	人材不足（質） 56.4	原材料・仕入品の高騰 45.5	労働力不足（量） 販売不振・受注の減少 30.9
機械器具	人材不足（質） 59.2	原材料・仕入品の高騰 45.6	販売不振・受注の減少 30.1
その他製造業	人材不足（質） 50.0	原材料・仕入品の高騰 46.7	販売不振・受注の減少 38.3
情報通信業	人材不足（質） 90.0	労働力不足（量） 製品開発力・販売力の不足 40.0	販売不振・受注の減少 30.0
運輸業	労働力不足（量） 58.8	人材不足（質） 52.9	人件費の増大 41.2
建設業	人材不足（質） 57.3	労働力不足（量） 47.2	原材料・仕入品の高騰 43.8
卸・小売業	販売不振・受注の減少 51.8	同業他社との競争激化 40.2	人材不足（質） 39.3
サービス業	人材不足（質） 47.4	販売不振・受注の減少 42.1	労働力不足（量） 25.0

注）3項目内複数回答

(4) 経営上の強み

製造業では「製品の品質・精度の高さ」が41.8%（前年44.9%）、「製品・サービスの独自性」33.4%（前年29.5%）、「技術力・製品開発力」30.5%（前年30.4%）の順に高く、非製造業では、「製品の品質・サービスの質の高さ」が34.2%（前年28.4%）、「組織の機動力・柔軟性」が26.4%（前年32.6%）、「製品・サービスの独自性」25.4%（前年23.0%）となっている。

第7表 経営上の強み



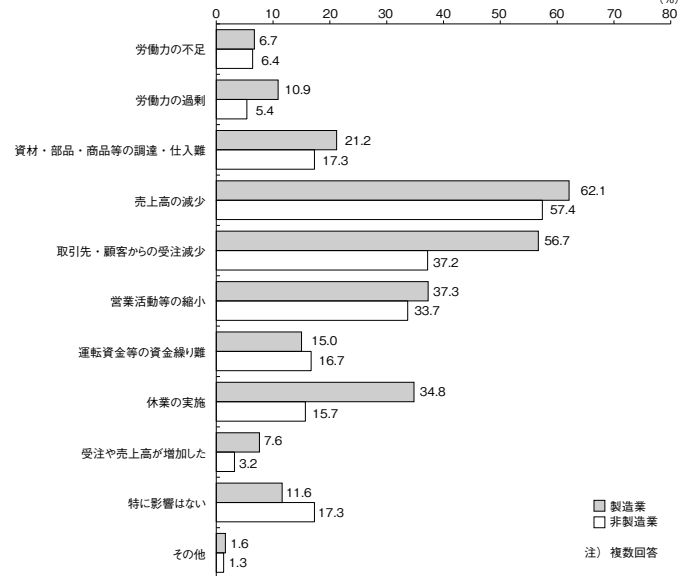
注）3項目内複数回答

2. 新型コロナウイルスの影響について

(1) 新型コロナウイルスによる経営への影響

新型コロナウイルスによる経営への影響について「製造業」では「売上高の減少」が62.1%、「取引先・顧客からの受注減少」56.7%、「営業活動等の縮小」が37.3%の順になっている。「非製造業」においては「売上高の減少」57.4%、「取引先・顧客からの受注減少」が37.2%、「営業活動の縮小」は33.7%の順になっている。

第8表 規模別 新型コロナウイルス【経営への影響】



注）複数回答

業種別にみると「売上高の減少」が1位となっており、次に「取引先・顧客からの受注減少」「営業活動等の縮小」となっているが、「窯業・土石」に関しては「特に影響はない」が51.4%となっている。

第9表 業種別 新型コロナウイルス【経営への影響】 (%)

	労働力の不足	労働力の過剰	資材・部品の調達・仕入難	売上の減少	取引先・顧客からの受注減少	営業活動等の縮小	資金繰り等の困難	休業の実施	受注や売上高が増加した	特に影響はない	その他
食料品	6.7	20.0	8.3	70.0	61.7	50.0	25.0	28.3	13.3	3.3	3.3
木材・木製品	6.3	12.5	25.0	81.3	50.0	18.8	6.3	18.8	-	12.5	-
印刷・同関連	2.0	14.3	-	85.7	81.6	30.6	26.5	34.7	-	6.1	-
窯業・土石	-	-	10.8	24.3	21.6	24.3	2.7	2.7	-	51.4	-
金属・同製品	9.1	10.9	24.5	70.0	60.9	37.3	14.5	47.3	8.2	10.9	1.8
機械器具	7.7	11.5	35.6	50.0	57.7	44.2	14.4	36.5	9.6	6.7	1.9
その他製造業	6.7	6.7	30.0	58.3	43.3	35.0	8.3	41.7	10.0	8.3	1.7
情報通信業	18.2	-	9.1	54.5	36.4	63.6	9.1	9.1	-	18.2	-
運輸業	17.6	23.5	-	52.9	58.8	29.4	23.5	29.4	-	5.9	-
建設業	5.6	1.1	37.1	31.5	29.2	15.7	4.5	2.2	2.2	31.5	1.1
卸売業	-	-	7.5	57.5	50.0	50.0	15.0	20.0	15.0	5.0	-
小売業	5.3	-	14.7	80.0	40.0	37.3	17.3	10.7	-	6.7	1.3
サービス業	7.5	15.0	7.5	66.3	32.5	38.8	30.0	31.3	2.5	20.0	2.5
業種計	6.6	8.7	19.6	60.1	48.7	35.8	15.7	27.0	5.8	13.9	1.4
全国計	7.5	7.0	15.6	59.9	49.7	32.3	13.0	20.2	3.3	16.3	1.4

注) 複数回答

(2) 新型コロナウイルスによる雇用環境の変化

従業員等の雇用環境の変化については「特に影響はない」40.2%、「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる」24.9%、「労働日数を減らした従業員がいる」23.7%となっている。業種別にみると「特に影響はない」が多くなっているが、「労働日数を減らした従業員がいる」及び「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる」も多い結果となった。

第10表 規模別にみた新型コロナウイルス【雇用環境の変化】上位3項目 (%)

	1位	2位	3位			
1~9人	特に影響はない	53.4	労働日数を減らした従業員がいる	19.8	賃金(賞与)を削減した	14.2
10~29人	特に影響はない	41.3	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	25.0	労働日数を減らした従業員がいる	23.8
30~99人	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	31.1	労働日数を減らした従業員がいる	30.0	特に影響はない	28.4
100~300人	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	46.2	特に影響はない	23.1	賃金(賞与)を削減した	20.0
規模計	特に影響はない	40.2	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	24.9	労働日数を減らした従業員がいる	23.7

注) 複数回答

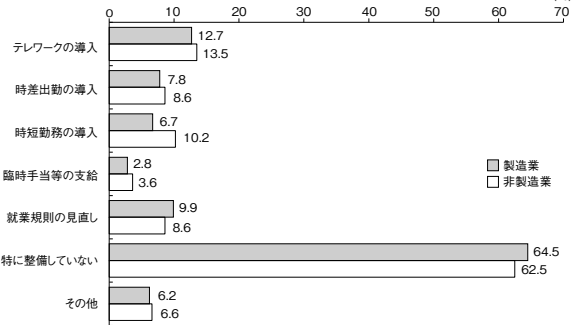
業種別にみた新型コロナウイルス【雇用環境の変化】上位3項目 (%)

	1位	2位	3位			
食料品	労働日数を減らした従業員がいる	40.7	特に影響はない	32.2	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	23.7
木材・木製品	特に影響はない	53.3	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	20.0	・休職・教育訓練をしてもらった従業員がいる ・労働日数を減らした従業員がいる	13.3
印刷・同関連	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	41.7	労働日数を減らした従業員がいる	33.3	賃金(賞与)を削減した	27.1
窯業・土石	特に影響はない	67.6	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	16.2	・労働日数を減らした従業員がいる ・賃金(賞与)を削減した	10.8
金属・同製品	労働日数を減らした従業員がいる	33.0	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	31.2	賃金(賞与)を削減した	28.4
機械器具	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	39.2	特に影響はない ・労働日数を減らした従業員がいる	24.5	賃金(賞与)を削減した	23.5
その他製造業	特に影響はない	36.4	労働日数を減らした従業員がいる	29.3	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	25.9
情報通信業	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	50.0	特に影響はない	40.0	・採用した従業員の入社日を遅らせた ・従業員を採用した ・賃金(賞与)を削減した	10.0
運輸業	特に影響はない	43.8	労働日数を減らした従業員がいる	31.3	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	18.8
建設業	特に影響はない	59.3	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	20.9	賃金(賞与)を削減した	8.1
卸・小売業	特に影響はない	59.1	子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退した従業員がいる	12.7	労働日数を減らした従業員がいる	11.8
サービス業	特に影響はない	43.6	労働日数を減らした従業員がいる	34.6	賃金(賞与)を削減した	19.2

注) 複数回答

(3) 新型コロナウイルスによる従業員の労働環境の整備
事業所で行った労働環境の整備では製造業においては「特に整備していない」は64.5%、「テレワークの導入」12.7%、「就業規則の見直し」が9.9%となった。非製造業においては「特に整備していない」62.5%、「テレワークの導入」13.5%、「時短勤務の導入」が10.2%となった。

第11表 規模別 新型コロナウイルス【労働環境の整備】 (%)



業種別にみると「特に整備していない」が63.7%、「テレワークの導入」は13.0%、「就業規則の見直し」9.3%の順になっている。

第12表 業種別 新型コロナウイルス【労働環境の整備】 (%)

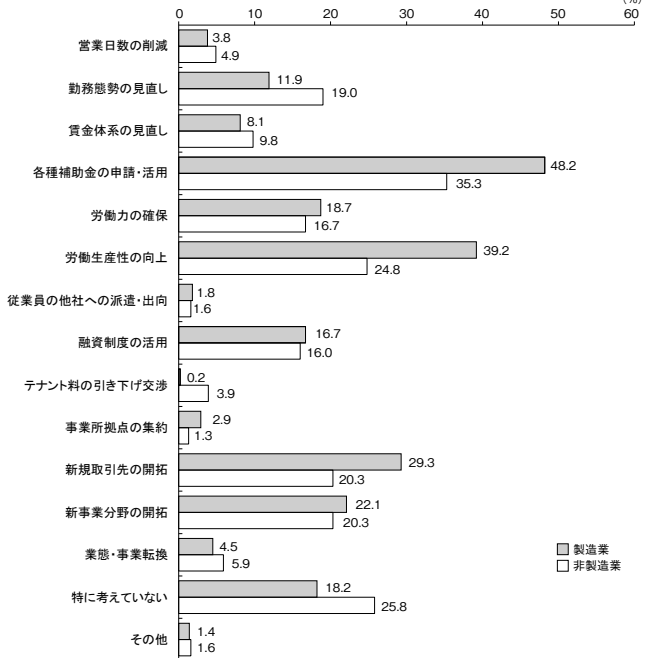
	テレワークの導入	時差出勤の導入	時短勤務の導入	臨時手当等の支給	就業規則の見直し	特に整備していない	その他
食料品	12.3	7.0	17.5	3.5	8.8	61.4	3.5
木材・木製品	-	-	6.7	-	6.7	80.0	6.7
印刷・同関連	17.4	8.7	15.2	2.2	10.9	58.7	6.5
窯業・土石	5.4	5.4	2.7	-	2.7	75.7	8.1
金属・同製品	5.6	3.7	3.7	3.7	8.4	72.0	7.5
機械器具	22.3	13.6	2.9	4.9	11.7	54.4	6.8
その他製造業	12.1	8.6	5.2	-	13.8	67.2	5.2
情報通信業	80.0	40.0	-	20.0	30.0	-	10.0
運輸業	18.8	6.3	18.8	6.3	18.8	56.3	6.3
建設業	6.8	2.3	2.3	1.1	6.8	77.3	6.8
卸売業	26.3	15.8	10.5	7.9	10.5	55.3	-
小売業	2.7	5.5	15.1	2.7	4.1	68.5	6.8
サービス業	15.2	11.4	13.9	2.5	8.9	53.2	8.9
業種計	13.0	8.1	8.1	3.1	9.3	63.7	6.4
全国平均	11.2	8.4	11.0	3.9	6.9	63.3	7.4

注) 複数回答

(4) 新型コロナウイルスの影響に対する事業継続のための方策

事業継続のための方策については、製造業では「各種補助金の申請・活用」48.2%、「労働生産性の向上」が39.2%「新規取引先の開拓」が29.3%の順になっている。非製造業では「各種補助金の申請・活用」が35.3%、「特に考えていない」25.8%、「労働生産性の向上」24.8%の順となった。

第13表 規模別 新型コロナウイルス【事業継続のための方策】 (%)

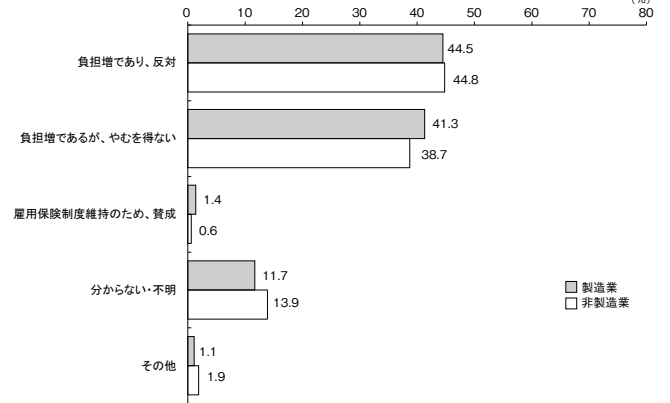


第14表 業種別 新型コロナウイルス【事業継続のための方策】 (%)

業種	営業日数の削減	勤務態勢の見直し	賃金体系の見直し	各種補助金の申請・活用	労働力の確保	労働生産性の向上	従業員の他社への派遣・出向	融資制度の活用	テナント料の引き下げ交渉	事業所拠点の集約	新規取引先の開拓	新事業分野の開拓	業態・事業転換	特に考えていない	その他
食料品	5.0	16.7	10.0	56.7	16.7	30.0	-	18.3	-	3.3	36.7	21.7	5.0	11.7	1.7
木材・木製品	12.5	6.3	-	31.3	6.3	25.0	-	6.3	-	-	6.3	6.3	-	50.0	-
印刷・同関連	4.1	12.2	14.3	63.3	16.3	28.6	-	26.5	-	2.0	40.8	26.5	8.2	12.2	-
窯業・土石	-	8.1	5.4	21.6	13.5	16.2	2.7	5.4	-	2.7	5.4	13.5	-	56.8	5.4
金属・同製品	2.8	11.9	7.3	48.6	18.3	53.2	2.8	12.8	-	1.8	34.9	25.7	4.6	19.3	1.8
機械器具	2.9	11.5	10.6	51.0	24.0	49.0	3.8	23.1	1.0	3.8	25.0	21.2	5.8	8.7	1.0
その他製造業	5.3	14.0	1.8	42.1	19.3	35.1	-	12.3	-	3.5	31.6	22.8	1.8	12.3	-
情報通信業	-	45.5	18.2	36.4	27.3	27.3	-	-	-	-	45.5	63.6	-	-	-
運輸業	-	31.3	37.5	50.0	6.3	31.3	6.3	12.5	-	6.3	25.0	37.5	6.3	18.8	-
建設業	4.5	11.4	5.7	28.4	20.5	26.1	-	12.5	1.1	-	11.4	10.2	3.4	29.5	1.1
卸売業	2.6	23.7	13.2	42.1	10.5	31.6	-	15.8	2.6	2.6	28.9	26.3	2.6	18.4	-
小売業	8.1	16.2	5.4	32.4	17.6	13.5	-	23.0	5.4	1.4	21.6	24.3	9.5	25.7	2.7
サービス業	5.1	21.5	10.1	39.2	15.2	29.1	5.1	16.5	7.6	1.3	20.3	15.2	7.6	30.4	2.5
業種計	4.3	14.8	8.8	42.9	17.9	33.3	1.7	16.4	1.7	2.3	25.6	21.3	5.1	21.3	1.5
全国平均	5.8	14.7	9.2	41.2	20.1	29.1	1.1	15.2	1.4	1.8	25.2	17.1	3.9	23.4	1.3

注) 複数回答

第15表 規模別 雇用保険料の事業者負担【感染長期化による雇用保険料率引き上げへの考え方】 (%)



業種別でみると「雇用保険料率引き上げは、負担増であり、反対」とする事業者は「運輸業」64.7%、「情報通信業」54.5%、「印刷・同関連」54.3%の順になっている。「雇用保険料率の引き上げは、負担増であるが、やむを得ない」とする事業所は「機械器具」46.2%、「建設業」が46.1%、「卸売業」45.0%の順に高くなっている。全体でみても「雇用保険料率の引き上げは、雇用保険制度維持のため、賛成」とする事業者は僅か1.1%であった。

第16表 業種別 雇用保険料の事業者負担【感染長期化による雇用保険料率引き上げへの考え方】 (%)

業種	負担増であり、反対	負担増であるが、やむを得ない	雇用保険制度維持のため、賛成	分からない、不明	その他
食料品	43.3	40.0	-	13.3	3.3
木材・木製品	33.3	40.0	-	26.7	-
印刷・同関連	54.3	34.8	-	10.9	-
窯業・土石	54.1	35.1	-	10.8	-
金属・同製品	46.8	44.0	3.7	5.5	-
機械器具	39.4	46.2	1.0	12.5	1.0
その他製造業	40.0	38.3	1.7	16.7	3.3
情報通信業	54.5	36.4	-	9.1	-
運輸業	64.7	23.5	-	-	11.8
建設業	39.3	46.1	1.1	12.4	1.1
卸売業	42.5	45.0	-	12.5	-
小売業	47.3	33.8	-	16.2	2.7
サービス業	44.3	35.4	1.3	17.7	1.3
業種計	44.6	40.2	1.1	12.6	1.5
全国平均	48.9	35.5	1.3	13.3	0.9

注) 複数回答

3. 雇用保険料の事業主負担分について

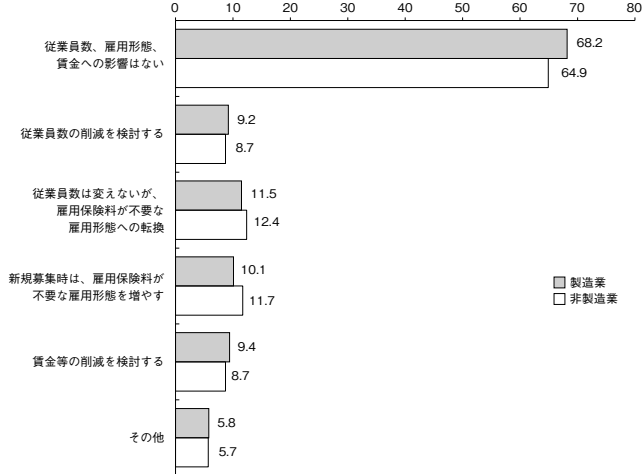
(1) 雇用保険料の引き上げについて

新型コロナウイルス感染拡大に伴って特例措置がとられている雇用調整助成金等の財源は雇用保険料の事業主負担分であり感染の長期化に伴い雇用保険料率の引き上げが予想される事については製造業では「負担増であり、反対」が44.5%、「負担増ではあるが、やむを得ない」41.3%、「分からない・不明」11.7%の順になっている。非製造業でも「負担増であり、反対」44.8%、「負担増であるが、やむを得ない」38.7%、「分からない・不明」13.9%と製造業、非製造業共に考え方はおなじであった。

(2) 雇用保険料の事業者負担【雇用への影響】

雇用への影響を聞いたところ製造業では「従業員数、雇用形態、賃金への影響はない」が68.2%と最も高く、次いで「従業員数は変えないが、雇用保険料が不要な雇用形態への転換」が11.5%、「新規募集時は、雇用保険料が不要な雇用形態を増やす」10.1%となっている。非製造業では「従業員数、雇用形態、賃金への影響はない」が64.9%、「従業員数は変えないが、雇用保険料が不要な雇用形態への転換」12.4%、「新規募集時は、雇用保険料が不要な雇用形態を増やす」11.7%の順となった。

第17表 雇用保険料の事業者負担【雇用への影響】 (%)



業種別にみると「従業員数、雇用形態、賃金等への影響はない」は「機械器具」で78.4%と最も多く、次いで「建設業」が77.0%、「金属・同製品」が73.8%の順になっている。全業種で「従業員数、雇用形態、賃金等への影響はない」が最も高くなっている。

第18表 業種別 雇用保険料の事業者負担【雇用への影響】 (%)

業種	従業員数、雇用形態、賃金等への影響はない	従業員数の削減を検討する	従業員数は変えないが、雇用保険料が不要な雇用形態へ転換	新規募集時は、雇用保険料が不要な雇用形態を増やす	賃金等の削減を検討する	その他
食料品	60.0	16.7	15.0	18.3	16.7	6.7
木材・木製品	64.3	7.1	7.1	-	14.3	7.1
印刷・同関連	51.1	12.8	19.1	10.6	17.0	4.3
窯業・土石	66.7	8.3	5.6	11.1	11.1	11.1
金属・同製品	73.8	7.5	11.2	6.5	5.6	2.8
機械器具	78.4	3.9	11.8	10.8	4.9	6.9
その他製造業	62.5	12.5	7.1	10.7	8.9	7.1
情報通信業	60.0	20.0	10.0	-	10.0	-
運輸業	56.3	6.3	6.3	12.5	12.5	18.8
建設業	77.0	1.1	9.2	4.6	5.7	3.4
卸売業	69.4	5.6	5.6	13.9	8.3	2.8
小売業	56.2	11.0	13.7	13.7	11.0	11.0
サービス業	59.7	15.6	19.5	18.2	9.1	2.6
業種計	66.8	9.0	11.9	10.8	9.1	5.7
全国平均	65.5	8.1	12.5	9.1	10.6	5.8

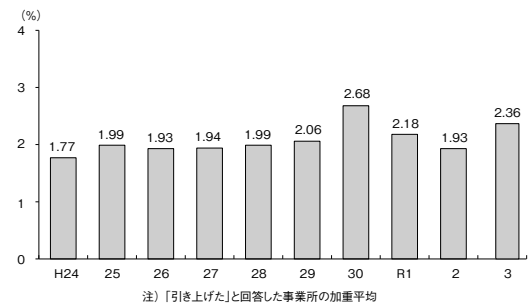
注) 複数回答

第19表 規模別 賃金改定実施状況 (%)

規模	引き上げた	引き下げた	今年実施しない(凍結)	7月以降引き上げる予定	7月以降引き下げる予定	未定
規模計	49.7	0.8	13.0	9.9	0.3	26.4
1～9人	33.8	0.8	20.4	5.4	-	39.6
10～29人	50.4	1.2	11.5	12.7	-	24.2
30～99人	60.3	0.5	10.3	11.9	0.5	16.5
100～300人	73.8	-	-	9.2	1.5	15.4
全国平均	42.5	0.9	22.1	8.9	0.6	25.0

賃金昇給額・率をみると、「引き上げた」事業所の単純平均では昇給額7,434円(前年5,803円)、率にして2.95%(前年2.31%)となった。加重平均では、5,911円(前年4,839円)、率にして2.36%(前年1.93%)となっている。

第20表 昇給率の推移【引き上げ回答事業所】 (%)



注) 「引き上げた」と回答した事業所の加重平均

第21表 規模別 賃金改定状況(総平均) (円) (%)

規模	平均所定内賃金 (円)	平均昇給額 (円)	平均昇給率 (%)
規模計	255,695	5,567	2.23
1～9人	253,702	5,860	2.36
10～29人	258,863	5,458	2.15
30～99人	253,312	5,293	2.13
100～300人	257,031	5,942	2.37
全国平均	255,960	5,249	2.09

注) 「引き上げた」「引き下げた」「今年実施しない(凍結)」回答の総平均

「引き上げた」事業所の平均	平均所定内賃金 (円)	平均昇給額 (円)	平均昇給率 (%)
「引き上げた」事業所の平均	259,030	7,434	2.95

賃金改定結果は令和3年1月1日から令和3年7月1日までの間に定期昇給、ベースアップの実施、非実施を決定した事業所で、ここでの「平均所定内賃金」は、賃金改定後の数値。

4. 賃金の改定状況

(1) 賃金の改定状況(令和3年1月から令和3年7月)

令和3年春の賃金改定(定昇含む)は、「引き上げた」とする事業所が49.7%(前年44.3%)、「7月以降引き上げる予定」が9.9%(前年8.4%)ある一方で「実施しない(凍結)」が13.0%(前年18.1%)、「引き下げた」0.8%(前年1.4%)、「7月以降引き下げる予定」も0.3%(前年0.6%)あり、「未定」とする事業所も26.4%(前年27.2%)あった。

規模別では、「100～300人」で73.8%が「引き上げた」反面、「1～9人」では33.8%に止まっている。

事業復活支援金のご案内

1. 申請期間 2022年1月31日(月)～5月31日(火)

2. 給付対象 以下の①と②を満たす **中小法人・個人事業者**

- ① **新型コロナウイルス感染症の影響**を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月の**いずれかの月(対象月)の売上高**が、
2018年11月～2021年3月の間の**任意の同じ月(基準月)の売上高**と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

3. 給付額 **中小法人等** 上限最大**250万円** **個人事業者等** 上限最大**50万円**

給付額 **基準期間^(※1)の売上高－対象月の売上高×5か月分**

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

<給付上限額>

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

4. 申請書類

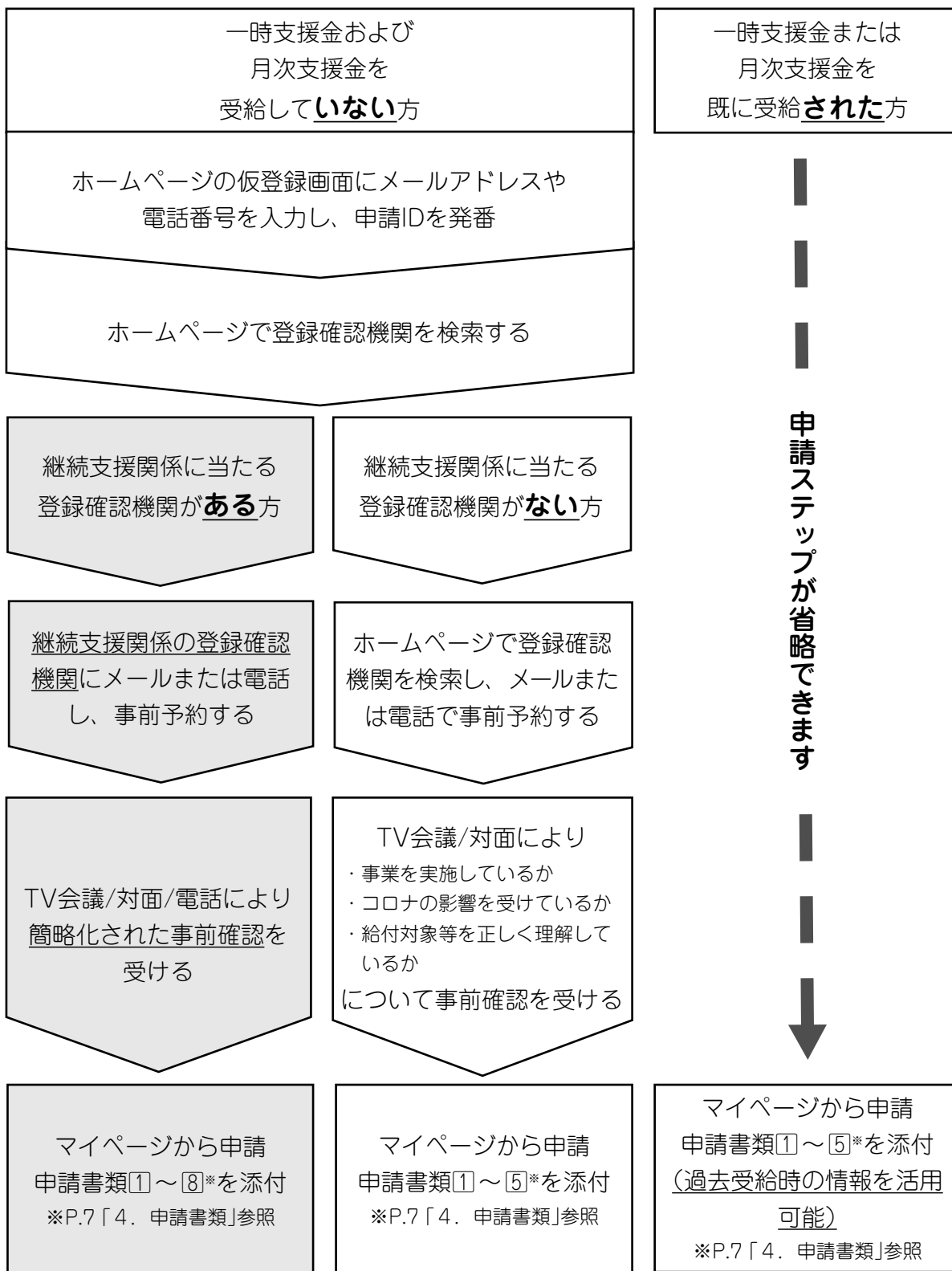
- ① **履歴事項全部証明書(法人)**または**本人確認書類(個人)**
- ② 收受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む
確定申告書類の控え
- ③ 対象月の**売上台帳**等
- ④ 振込先の**通帳**(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)
- ⑤ 代表者または個人事業者等本人が自著した**宣誓・同意書**

【一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります】

- ⑥ 基準月の**売上台帳**等
- ⑦ 基準月の売上に係る1取引分の**請求書または領収書**等
- ⑧ 基準月の売上に係る**通帳**等(取引が確認できるページ)

※次ページに続く

5. 申請の流れ



本会も登録確認機関として会員の皆様の事前確認を行っています。ぜひお気軽にご相談ください。

🔍 設立の経緯

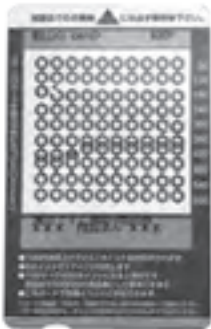
飯山カードサービス事業協同組合は、主としてポイントカード発行による販促事業を行う組合で、飯山市内の小売・サービス業者等で構成されています。

当組合の設立は1996年のこと。当時、「改正大店法」の規制緩和により、市内にある静間バイパス沿いに大型店舗が続々と出店し、商業施設の集積エリアができたことで、地元商店街（本町・仲町・上町）の商業者の中で危機感が生まれました。

「一つひとつのお店は小さくても、皆で一緒に助け合って何かできないか」という思いから、相互扶助を目的とする事業協同組合を設立し、全店共通で使えるポイントカードを運用することになりました。

🔍 当組合の「iカード」の仕組み

当組合の「iカード」は、対象のお店で買い物をすると、100円分につき1ポイント、600ポイント貯まると満点になり、500円商品券として利用できる仕組みです。



ポイントが満点になった「iカード」

組合加盟店において「iカード」の発行及び「iカード商品券」の利用、ポイント付与が受けられるほか、飯山駅前の市営駐車場、高橋まゆみ人形館、近隣の温泉施設などが組合協力店となっており、「満点カード」の利用が可能です。

現在の加盟店数は65店舗。食料品や文具、化粧品、日用雑貨など、様々な買い物の際にカードを利用することができるため、各店舗での再来店促進はもちろん、加盟店の相互送客にも繋がっています。

また、組合として「iカード商品券」の単独販売等も行っています。



「iカード」の「i」は「飯山」の頭文字で、雪のマークがついている

🔍 組合事業と飯山市との連携



満点カード交換を呼びかける小林理事長

当組合では、「iカード」の利用促進を目的に、満点カードを600円分の商品券と交換する「満点カード交換会」を行っています。そして、現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となっていますが、「iカード」利用者を対象としたマレットゴルフ大会、毎年12月の恒例イベントであるクリスマス抽選会なども実施しています。

また、当組合では市と連携して様々な取り組みを推進しています。

そのひとつが、2007年から始まった、「iカード」で市税・公共料金等の支払いができる制度です。地元市民の納税率及び利便性の向上、さらには地元商店街の振興にも資する先進的な制度で、当時、市レベルでは全国初の試みでした。

その他にも、市の健康キャンペーン参加者や、健康診断の受診者にポイントを付与するなど、市民の健康増進に寄与する取り組みも行っています。

これらは全て、地元根付いた「iカード」だからこそできた取り組みです。当組合では、今後もお客様の目線に立った充実したサービスが提供できるよう尽力していきます。

「iカード」満点カードで納付可能なもの

市税全般のほか、上下水道使用料、保育料、介護保険料、市営住宅使用料、教員住宅使用料、CATV・インターネット使用料など

理事長：小林 靖
設立：1996年11月1日
TEL：0269-62-6131
FAX：0269-62-6131
住所：飯山市大字飯山2239番地の1



コロナで大変な中ではありますが、「辛い時こそ楽しく」「ピンチをチャンスに」を意識して、皆で前向きにチャレンジを続けていきたいと思っています！ 理事長 小林 靖



朝日村章
昭和47年9月10日制定

Asahi Village

朝日村

すこやかな ところ すこやかな からだ すこやかな 土づくり

ファミリーにうれしい！ あさひプライムスキー場

松本、塩尻市街地からアクセスの良い、コンパクトで利用のしやすいスキー場です。

駐車場からゲレンデまでが近く、ファミリー向けの緩斜面から、中上級者にもうれしい急斜面コースが一本で楽しめます。

用具のレンタルやスキーレッスンのメニューも充実しています。



キャンプ入門にいかが？ 野俣沢林間キャンプ場

村の一番奥にあり、一級河川「鎖川」の源流のひとつ「野俣沢」の側にあるキャンプ場。

松本、塩尻から車で30分とアクセスも良く、朝日村の大自然を満喫しながらアウトドアができる場所です。

広々として、星空がきれいな芝生サイトから、木漏れ日が気持ち良い林間サイト、シャワー・洗面所完備のコテージまで、ニーズに合わせてご利用いただけます。



天然氷が楽しめる 朝日スケート場

松本平では唯一となった、天然氷のアイススケートリンクです。

12月のはじめから氷づくりが始まり、冷え込みが早い年は12月下旬ころから、1月の終わり～2月のはじめまで滑走可能となります。

機械ではなく、ホースを使って人力で散水していく手作りのリンクのため、その日ごとに変わっていく氷の表情も魅力の一つです。

無料の貸スケート靴もごございますので、ぜひ一度お越しください。(天候や氷の状態により、滑走不能な場合もごございます)



朝日村は長野県松本盆地の南西に位置し、村のシンボルである鉢盛山(2,447m)の扇状地帯に居住地・畑作地帯が広がっています。

その鉢盛山を中心に、土地の87%が森林に覆われ、鎖川の清流が村の中心を流れ下り、広い畑が広がっています。

国道のような幹線道路がないため、通過車両がなく、とても空気が美味しい・水も美味しい・静かな箱庭のような村です。

農業は村の基幹産業の一つです。高原野菜(レタス・キャベツ・白菜等)の主要な産地で、全国各地に運ばれています。

また、村産材を活かした木工家具等クラフト作家も多く、特徴ある家具類が製作されています。

村の観光施設は全てがコンパクトですが、スキー場・キャンプ場・コテージ・ゲストハウス等利用客の皆さんに喜ばれています。

そして、小さな村ですが、カフェや食事処も充実しており、またコロナ禍で需要が高まっている地方移住や、テレワークに対する環境整備を現在実施中です。



朝日村長
小林 弘幸

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい 中小企業事業者を支援する助成金がありました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ*、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

■申請期限：令和4年3月31日まで

※申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

ここがポイント

長野県最低賃金の改正発効日（令和3年10月1日）に28円を引き上げ済みの事業場が、令和3年12月31日までに遡って2円以上の追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合も、「30円以上引き上げ」の要件に該当するものと取り扱われます。

助成額・助成率	助成額	助成率				
	最大100万円 ※引き上げ労働者数による	3 / 4 ※対象経費の合計額×補助率3 / 4				
助成対象	<table border="1"> <tr> <td>A 生産性向上等に資する設備投資等</td> <td>機械設備、機器等* PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象</td> </tr> <tr> <td>B 関連する経費*</td> <td>広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など</td> </tr> </table>		A 生産性向上等に資する設備投資等	機械設備、機器等* PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象	B 関連する経費*	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など
A 生産性向上等に資する設備投資等	機械設備、機器等* PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象					
B 関連する経費*	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など					

※交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。

生産性向上に資する設備投資等の活用例

	飲食業	宿泊業
生産性向上に資する設備投資等	飲食業において、全自動食器洗浄機を導入	宿泊業において、除雪機を導入
成果	これまで食器を手洗いしていた時間が削減され、他の業務を行えるようになり、生産性が向上した	これまで駐車場等の雪かきを人力で行っていたが、除雪の時間が削減され、他の業務を行えるようになり、生産性が向上した

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：03(6388)6155（受付時間 平日8:30～17:15）

※交付申請書等の提出先は長野労働局 雇用環境・均等室（026-223-0560）

詳しくは長野労働局HPをご覧ください！

長野労働局 業務改善助成金



好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.201

株式会社ウッドテック秋富（上田市）

「木」の新たな可能性を追求し、
伝統の技と最先端の加工技術で時代のニーズに応える。

「アキフフェンスター」で全国展開

木製建具、オーダー家具、木製サッシを3本柱に、伝統的な木工技術を活かしたものづくりにこだわる、ウッドテック秋富。

1902（明治35）年創業の秋山木工所と、1946（昭和21）年創業の富国木工の業務を統合し、1993（平成5）年に設立。伝統技術を受け継ぐ一方で、最新鋭のNC加工機や木製サッシ専用機など設備投資も積極的に行い、生産性向上に取り組んでいます。また、ものづくりに魅力を感じる若手社員の採用・育成にも力を入れ、若き職人たちが活躍。技能五輪全国大会では金・銀・銅の受賞者も輩出しています。

98年には、欧米では主流の木製サッシの製造をスタート。自社ブランド「アキフフェンスター」で現在、国内木製サッシメーカー3指に入る実績を誇っています。さらに量販店内テナント工事等で騒音対策として使う遮音木製サッシや、火災時の人命救助に優れる木製防火戸（特定防火設備認定取得）の製造にも力を入れています。

「こういう業界で生き延びていくためには、人がやらないことをやらないとだめ」と、太田幸雄社長。将来的には、木製サッシ、木製防火戸、遮音木製サッシを同社の主事業にしていこう計画です。



木製サッシ「アキフフェンスター」

度補正ものづくり補助金活用)。フラッシュパネルは、木枠に合板などを上下から貼り合わせた中空のボード。軽量、高品質、木材資源の有効活用などメリットも多く、公共施設での利用には最適です。

「高周波フラッシュ接着機は、従来のプレス機では数時間かかっていた接着が40～60秒程度で完了。接着剤の半乾きがなく、木の水分を飛ばすので狂いが少ない。さらに速乾性の接着剤が不要なので、作業者が有機溶剤を吸い込む健康被害も抑えられる。夢のプレス機です」。

同社が今取り組むのは、腐らない木の開発。特殊な塗料を含浸させ、さらに塗装を施すことで、素材の風合いを半永久的に保つことができる画期的な技術です。「水をまったく寄せつけず、表面を擦ってもキズがつかない。これが完成すれば、木の革命」と太田社長は力を込め、こう続けます。



高周波フラッシュ接着機と作業中のスタッフ



最新鋭のNC加工機が稼働

「木製サッシは本当に良いもの。多くの住宅に使ってもらえるよう、信州産などの自然素材を使い、安く提供したい。この木の完成により、木製サッシメーカーとしてさらなる飛躍を目指しています」。

高周波フラッシュ接着機で生産性向上

環境への関心の高まりから、住環境にも自然素材を取り入れたいというニーズが増加。特に学校、病院などの公共施設で、木製建具・家具を導入する動きが活発化しています。



若い木工技術者が目立つ工場内

同社ではこれに応え「フラッシュパネル」の製造を強化。高周波フラッシュ接着機の導入によりプレス工程を改善し、生産性向上を図りました（平成28年



株式会社ウッドテック秋富

代表 代表取締役社長 太田 幸雄

設立 1993（平成5）年7月

従業員数 39名

資本金 1,000万円

本社 上田市芳田1052

TEL.0268-71-5611 FAX.0268-71-5477

事業内容 木製建具・家具製造販売

<http://www.akifu.com>



好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.202

株式会社ワダ・エンタープライズ(下諏訪町)

オーダーメイドの専用機を設計から加工、組立まで一貫生産。
若手社員の活躍で顧客の要望をハイレベルに実現。

顧客の要望を具体化する専用機

「NCではサイクルタイムが間に合わない、生産量が多くて困っているなど、お客様の量産サポート、省力化・省人化の要望を具体化する機械をつくる。例えば、りんごの皮むき機から6軸ロボットを使った供給装置まで、何でも。それがうちの仕事です。」



出荷前検査中のオーダーメイド専用機

ワダ・エンタープライズは創業以来、加工機をはじめ検査機、組立機、搬送機などのオーダーメイド製品を設計から加工、組立まで一貫生産。専用機を一貫生産できる企業は長野県内では珍しく、自動車産業を中心に、大手工場企業を含む国内外の製造現場に納入しています。

和田収社長は、1984(昭和59)年に先代(父親)が創業した専用機製造業に中学卒業後すぐ入社。旋盤や組立などの技術を磨き、現場を担ってきました。ところが2001年、先代が急死し25歳で社長に就任。「従業員がみんな辞めてしまい、経理やCADを独学で身につけました。」

しかし冒頭の和田社長の言葉通り、顧客の要望をハイレベルに実現する技術力が高い評価を獲得。社員7名の半数以上を占める20代の若手を中心に、画像処理、6軸ロボットなど最先端技術を駆使した専用機も手がけています。

コロナ禍に最先端スキルを習得

「加工機は部品一つのズレがすべてに影響し、ほんのわずかな誤差が累積して加工精度が落ちてしまう。」

和田社長が話すように、極めて高い顧客の精度要求に応えるためには加工機の部品精度向上が不可欠。同



若手社員が手がける6軸協働ロボット

社においては、機械熱変位による影響や、数度にわたってワークを取り外して検査するチャッキングによるズレなど、加工精度を低下させる技

術課題がありました。それを解決するため、令和元年度補正ものづくり補助金を活用し、精密平面研削盤を導入。機械熱変位を抑え、ワンチャッキング加工が可能になったことで、顧客要求を満たす高精度な生産体制の構築を実現しました。



部品加工から組立まで一貫生産する工場

もっともその頃、和田社長は景気の先行きを不安視。さらに新型コロナウイルス感染症のパンデミックを受けて「これから仕事なくなる」と予想し、この機会をとらえて6軸ロボットを自社用に購入しました。

「機械にロボットを組み込んでも自分たちでプログラミングできなければコストがかさむ。コロナ禍の半年、売上は4割まで減りましたが、若手社員全員に6軸ロボットの研修を受けさせ、実機に触れながら技術を身につけてもらいました」と和田社長。この時に自社ホームページをつくり、自ら開発した6軸ロボットを使った装置の動画を公開したのも若手社員たちで



精密平面研削盤も若手社員が操作

した。その成果はすでに、6軸ロボットを組み込んだ専用機の受注や、ホームページ経由での引き合い・商談などに現れてきています。



株式会社ワダ・エンタープライズ

代表 代表取締役 和田 収

創業 1984(昭和59)年3月

資本金 1,000万円

従業員数 7名

本社 諏訪郡下諏訪町西鷹野町4611-107

TEL.0266-27-9902 FAX.0266-27-9903

事業内容 各種専用機・自動化機械の設計・製造

<https://www.wada-ep.com>

消費者法 1

近年、高齢者や未成年者、障害者など「社会的弱者としての消費者」の判断不足につけ込んだ消費者トラブルが多発しています。今年4月からは、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより、18～19歳が親の同意なしにローンを組んだり携帯電話の契約をすることが可能になり、若者の消費者被害の拡大が懸念されます。本稿をお読みいただいている皆様のご多くは「事業者」ですが、消費活動を行っているときは「消費者」です。その意味ですべての人は「消費者」なのです。そこで、2回に分けて「消費者法」の解説をします。

訪問販売

まず、次のような事例について考えてみましょう。

繁華街の路上で歩行者Aは、女性Bから「美白効果のある化粧品を試してみませんか」と声をかけられ、Bと一緒に化粧品会社の営業所まで行きました。Aは、Bが勤務する営業所でBから化粧品の購入を執拗に勧誘されたため、化粧品を購入してしまいました。

このような勧誘を受けた方、いらっしゃるのではないのでしょうか。これは、「キャッチセールス」と呼ばれる「訪問販売」の一形態です。訪問販売とは、購入者の住居・職場、あるいは街頭といった営業所等以外の場所で行われる商品販売・役務提供をいいます（特定商取引法2条1項）。ほかには、「あなたは当選しました」などと言って消費者を誘引する「アポイントメントセールス」などがあります。

訪問販売について特定商取引法は、氏名等の明示義務（3条）、書面交付義務（4条、5条）、クーリング・オフ（9条）、誤認による取消し（9条の3）、損害賠償額の制限（10条）などの行為規制を定めています。

消費者法とは

消費者と事業者の間には情報の質・量、交渉力に格差があるため、消費者の保護・自立を目的とした「消費者法」という法領域が存在します。

まず、消費者という概念を初めて使った法律は「消費者保護基本法」（1968年に公布・施行）です。その後、同法は2004年改正で名称が変更され、「消費者基本法」となりました。消費者法は、「消費者基本法」「消費者契約法」「特定商取引法」など民法をベースとした複合的な法体系であり、「消費者法の領域は完成することのない工事現場である」ともいわれます。つまり、法の規制を潜り抜ける手口が次々と考え出されるため、それらを順次カバーする消費者法の領域はあたかも工事現場の観を呈する、というわけです。

訪問購入

先ほどの訪問販売は、営業所等以外の場所で業者が「押し売り」をする形態ですが、2010年以降は「押し買い」が急増しました。消費者の自宅を業者が訪問し、消費者が所有する貴金属等を不相当に安価で買い取るケースです。消費者が売主となる「押し買い」には特定商取引法の「訪問販売」の規定は適用されません。しかし、業者の訪問を受けた消費者が熟慮する間もなく売買契約を締結してしまう点では、「訪問販売」も「押し買い」も共通しています。そこで、2012年に特定商取引法に7番目の類型として「訪問購入」が追加され、規制の対

象になりました（58条の4）。

特別の規制（訪問購入）

訪問購入について特定商取引法は、訪問販売と同様に氏名等の明示義務（58条の5）、書面交付義務（58条の7、58条の8）などを規定しています。そのほかにも、訪問購入には特別の規制が定められています。

（1）クーリング・オフ期間中の引渡し拒絶

売主である消費者は、契約申込み時書面または契約締結時書面の交付を受けた日から8日を経過するまで、書面によってクーリング・オフを行うことができます（58条の14第1項）。このクーリング・オフ期間中は、その消費者は購入業者およびその承継人に対して、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができます（58条の15）。

（2）第三者への転売

さらに、訪問購入については、買い取られた物品が第三者に転売された場合の処理が問題になります。この点、クーリング・オフ期間中に転売された場合であっても、その消費者は、クーリング・オフをもって第三者に対して物品の所有権を主張することができます（58条の14第3項本文）。ただし、善意無過失の第三者に対しては所有権を主張できません（同項ただし書）。取引の安全とのバランスを図っています。

（3）不招請勧誘の禁止

訪問購入の勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、その売買契約の締結について勧誘をし、または勧誘を受ける意思の確認をしてはなりません（58条の6第1項）。

実例（訪問購入）

訪問購入について私が経験した実例をご紹介します。

大阪の業者（女性）から松本市内の自宅に、「不要になった衣類を買い取りたい。きょう、お宅の近くを回っています」という電話がありました。その約1時間後、30代後半と思われる男性が1人、自宅を訪ねてきました。最初は玄関口で妻と、子ども服等の買取交渉をしていましたが、その後、「時計や貴金属はありませんか。今なら高値で買い取ります」と言ってきました。それまで私は隣の部屋で一部始終を聞いていましたが、貴金属等の話が出た時点で、業者の面前で退去を促しました。身分証や名刺の提示を求めましたが、業者はそれを拒んで立ち去りました。

業者の目的は時計・貴金属等の高価品の買取りです。このケースでは、仮に業者に貴金属等を売り渡してしまい、その物品を後日取り戻そうとしても、業者の連絡先が分からないため、泣き寝入りせざるを得ないことになってしまうのです。

予防法務

消費者トラブルを未然に防ぐのも行政書士業務のひとつです。上記事例のようなトラブルが発生する前に、不審に思うことがありましたら、まずは行政書士会にご相談ください。契約締結前であれば、契約書案を精査し、改善のご提案をすることができます。消費者法・消費者問題に関するセミナー等の講師派遣にもお応えしております。

中小企業・個人事業所の 大黒柱

持病を
お持ちの方も
ご相談
ください。

休業支援共済

共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上入院	30日以上入院した場合 の合計額（①+②）
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で70万円	100万円
50万円コース	1日につき5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で35万円	50万円
30万円コース	1日につき3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3階

0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3階

【東信支部】上田市常田 2丁目 20-26 トキダビル3階

【中信支部】松本市中央 1丁目 23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島 2丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルバレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

申告所得税・個人事業者の 消費税・贈与税の確定申告をされる皆様へ

● 「ご自宅から e-Tax」 をご利用ください

- ・新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。申告の相談は、ご自宅からお電話やチャットボットでも可能です。

スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

「国税庁ホームページ」へアクセス
マイナンバーカード方式
ID-パスワード方式

e-Taxの送信方法は2通り

マイナンバーカード方式
マイナンバーカード
マイナンバーカードと顔認証のスマートフォン又はモバイルデバイス

ID-パスワード方式
ID（利用者識別番号）
パスワード（暗証番号）

「国税庁ホームページ」から「e-Tax」で送信
印刷して郵送等で提出

● 申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ・入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。オンラインの事前発行の詳しい方法は国税庁ホームページをご確認ください。

国税庁
ホームページは
こちらから



- ・入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

経営者・役員・従業員とそ
 のご家族の
 安心の保障を準備するた
 めに
 中央会の共済制度をご活
 用ください。

BESTパートナー
 大樹生命



従業員のための
 退職金準備に
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
 安定した退職金準備が
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
 万一の保障
 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
 一般扱 (口座振替月払等)で
 ご契約いただくよりも、
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
 従業員さまのケガなどのリスクに
 対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 業務災害補償保険 取扱代理店
 大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
 いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
 込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
 お問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
 たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
 情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会
 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル 2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 026-226-2820	諏訪営業部 0266-52-1356	佐久営業部 0267-62-0358
松本営業部 0263-35-8519	あづみ野営業部 0263-84-0256	上田営業部 0268-24-2755
飯田営業部 0265-24-4980	東御営業部 0268-64-5413	

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
 R-2021-1001 (2021.4)

労働問題研究会の開催について

中小企業を取り巻く経済環境と今後の労働課題などを的確に捉えるため、本会と長野県中小企業労働問題協議会が共催して「地区労働問題研究会」を開催します。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「雇用保険法の一部を改正する法律」が令和3年6月に公布され、令和4年4月1日以降、段階的に「改正育児・介護休業法」が施行されます。法改正により、出生直後の時期に柔軟に育児休業の取得が可能になります。また、雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります。

そこで本研究会では、育児・介護休業に関する改正法及び令和4年度中小企業施策等をテーマに開催いたします。大勢の皆さまのご出席をお待ちしております。

開催日程及び講師

上田会場	日程：令和4年3月1日（火） 場所：「ささや」 TEL 0268-22-0128	たけなか社会保険労務士事務所 社会保険労務士 竹中 淑子 氏
長野会場	日程：令和4年3月2日（水） 場所：「ホテルメトロポリタン長野」 TEL 026-291-7000	武野社労士事務所 社会保険労務士 武野 圭太 氏 クサマ社会保険労務士事務所 社会保険労務士 草間 秀明 氏
松本会場	日程：令和4年3月7日（月） 場所：「ホテルモンターニュ松本」 TEL 0263-35-6480	山本綾子社会保険労務士事務所 社会保険労務士 山本 綾子 氏
諏訪会場	日程：令和4年3月8日（火） 場所：「RAKO 華乃井ホテル」 TEL 0266-54-0555	橋田社会保険労務士事務所 社会保険労務士 橋田 利雄 氏

開催時間及びテーマ（全会場共通）

時 間 午後1時30分～午後3時

テーマ① 「改正育児・介護休業法及び労働関係の主な法改正について」

テーマ② 「最近の労働・経済情勢及び令和4年度中小企業施策について」

参加料 無料

お申込・お問合わせ先 長野県中小企業団体中央会 連携支援部支援課 TEL 026-228-1171

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業
職金
共済制度

「中退共」で検索！
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

(株)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート
MONTHLY REPORT

2022
2
No.543

第543号 令和4年2月10日発行
発行人 井出 康弘
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

「できる」ことより、
「やりたい」ことが、
世の中を変える。

100年以上、焼酎に向き合いつづけてきた蔵元が、ウイスキーの新しい境地を切り拓く。鹿児島県の小正醸造はいま、自分たちの伝統と可能性を見つめ直し、世界へ挑もうとしています。私たち商工中金は、中小企業1社1社のそのつよい情熱に寄り添います。1つ1つの事業に、時間をかけて深く向き合い、確かな成果へ。「やりたい」から始まるすべてのビジネスは、きつとつよい。

中小企業のその挑戦を、支えつづける。

◎商工中金のソリューション・メニュー

| 海外展開支援

| 新事業進出支援

| 成長分野進出支援

| 生産性向上支援

長野支店

〒380-0814

長野市西鶴賀町1483-11

TEL:026-234-0145

諏訪支店

〒392-0026

諏訪市大手1-14-6

TEL:0266-52-6600

松本支店

〒390-0811

松本市中央2-1-27

TEL:0263-35-6211



人を思う。未来を思う。

商工中金